

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成26年11月25日提出
<b>【発行者名】</b>	あおぞら投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 柳谷 俊郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区九段南一丁目3番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	木村 升昭
<b>【電話番号】</b>	03-4520-3400
<b>【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】</b>	あおぞら・USトリプルプラス・ファンド（年4回決算型）
<b>【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】</b>	当初申込期間（平成26年12月11日から平成26年12月18日まで） 300億円を上限とします。 継続申込期間（平成26年12月19日から平成28年3月15日まで） 2,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

あおぞら・ＵＳトリプルプラス・ファンド（年４回決算型）

（以下「ファンド」または「本ファンド」ということがあります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

本ファンドについて、本ファンドの委託者であるあおぞら投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：300億円を上限とします。

継続申込期間：2,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：受益権１口当たり１円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*1</sup>とします。

\*1 「基準価額」とは、ファンドの信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日<sup>\*2</sup>における受益権総口数で除して得た受益権１口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

\*2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、下記の照会先または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ＵＳトリプル」）。

<照会先（あおぞら投信株式会社）>

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-4520-3401（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

### （５）【申込手数料】

本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に4.32%<sup>\*</sup>（税抜4.00%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

\* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」ということがあります。)が含まれております。

「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料の詳細については、下記の照会先または販売会社までお問い合わせください。

<照会先(あおぞら投信株式会社)>

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-4520-3401(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

#### (6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍とします。

販売会社の申込単位の詳細については、下記の照会先または販売会社までお問い合わせください。

<照会先(あおぞら投信株式会社)>

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-4520-3401(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

#### (7)【申込期間】

当初申込期間：平成26年12月11日から平成26年12月18日まで

継続申込期間：平成26年12月19日から平成28年3月15日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先(あおぞら投信株式会社)>

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-4520-3401(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

#### (9)【払込期日】

当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中に申込代金<sup>\*</sup>を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとして、当初申込期間を通じた発行価額の総額は、本ファンドの当初設定日(平成26年12月19日)に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、本ファンドの受託者である三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、申込代金<sup>\*</sup>を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとして、本ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込に係る追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

\* 「申込代金」とは、お申込み金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)×お申込み口数)に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

**( 1 0 ) 【払込取扱場所】**

原則として、「( 8 ) 申込取扱場所」と同じです。

**( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】**

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**( 1 2 ) 【その他】**

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

主として、米国の株式によるロング・ショート（買建ておよび売建て）運用ならびに米国の債券に投資を行い、中長期的な投資収益の獲得を目指します。

###### ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の通り分類されます。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 ( )	(ロング・ショート型)
		資産複合	

本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（ロング・ショート型）...目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法（ロング・ショート型）の記載があるものをいいます。

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	ロング・
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	(適時ヘッジ)	ショート型
大型株	年4回	日本	ファンド・	なし	
中小型株	年6回	北米	オブ・		
債券	(隔月)	欧州	ファンズ		
一般	年12回	アジア			
公債	(毎月)	オセアニア			
社債	日々	中南米			
その他債券	その他	アフリカ			
クレジット属性	( )	中近東			
( )		(中東)			
不動産投信		エマージング			
その他資産					
(投資信託証券(資産					
複合(株式、債券)資					
産配分変更型)					
資産複合					
( )					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

本ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分変更型))...目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式および債券を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年4回...目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米...目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...目論見書または信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり(適時ヘッジ)...目論見書または信託約款において、為替フルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

ロング・ショート型...目論見書または信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

## ファンドの特色

### ファンドの目的

主として、米国の株式によるロング・ショート（買建ておよび売建て）運用ならびに米国の債券に投資を行い、中長期的な投資収益の獲得を目指します。

### ファンドの特色

- 1 投資信託証券への投資を通じて米国の株式によるロング（買建て）・ショート（売建て）運用を行い、株式市場に左右されにくい収益の獲得を目指します。
- 2 投資信託証券への投資を通じて米国の債券に投資を行い、定期的な金利収入によるトータル・リターンの安定化を目指します。
- 3 機動的に為替ヘッジを行うことで、為替変動による影響の緩和や為替差益の獲得を目指します。
- 4 年4回決算を行い、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行います。

※本ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の運用は、米国株式のロング・ショート戦略と債券運用に強みを持つニューバーガー・バーマングループ（以下「ニューバーガー・バーマン」といいます。）が運用を行います。

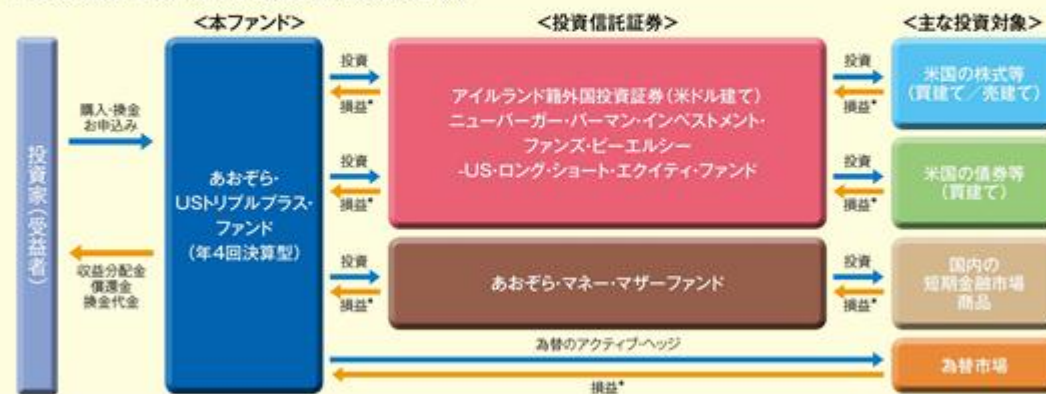
※委託会社は、外国為替予約取引等の運用をシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは運用の権限の委託を受けて、本ファンドの外国為替予約取引等の運用指図を行います。

※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはニューバーガー・バーマンおよび委託会社が運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

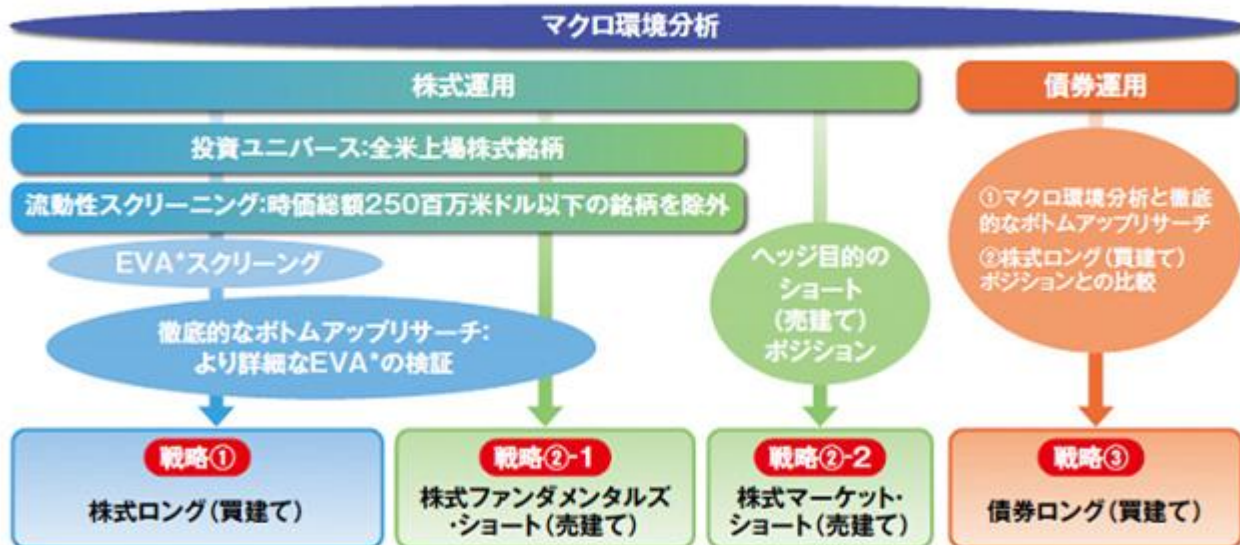


※上記は2014年11月25日現在予定されている組入れ指定投資信託証券（以下「組入れファンド」という場合があります。）の一覧です。各指定投資信託証券への投資比率には制限を設けませんが、原則として「ニューバーガー・バーマン・インベストメント・ファンズ・ビーエルシー -US・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」の組入比率を高位に保ちます。指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

\*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

## 組入れファンドの運用プロセス

組入れファンドの運用は、以下のプロセスで行われます。マクロ環境分析を行い、見通しに応じて①株式ロング(買建て)、②株式ショート(売建て)および③債券ロング(買建て)で構成される、3つの戦略の資産配分を調整します。



(出所)ニューバークーパーマン

\* EVA(Economic Value Added)とは、経済的付加価値のことで、「利ざや(投下資本利益率-資本コスト)×資産(投下資本)」で算出します。

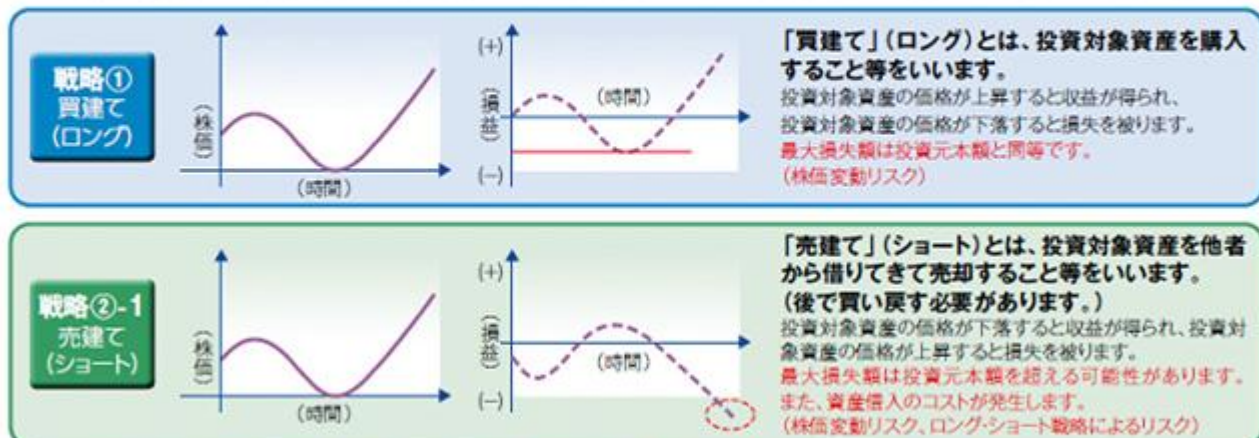
※上記は組入れファンドの運用プロセスを説明したものです。上記の運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、上記の運用プロセスは変更される場合があります。

### 戦略① 戦略②-1:米国株式によるロング・ショート戦略

ロング・ショート戦略とは、将来株価上昇が期待される銘柄を買建て(ロング)、将来株価下落が見込まれる銘柄を売建て(ショート)する投資手法です。

「買建て」銘柄の株価が上昇する場合には、収益を得ることができます。逆に株価が下落すると損失を被ります。

また「売建て」銘柄の株価が下落する場合には、収益を得ることができます。逆に株価が上昇すると損失を被ります。



※上記のイメージ図はロングショート戦略をご理解いただくことを目的に委託会社が作成したものであり、本戦略の運用成果等を保証するものではありません。

※組入れファンドにおける買建てと売建てに際しては、デリバティブ取引を利用することがあります。その際、デリバティブ取引の相手方となる金融機関の信用リスク(デリバティブ取引の取引先に関するリスク)を負うことになります。

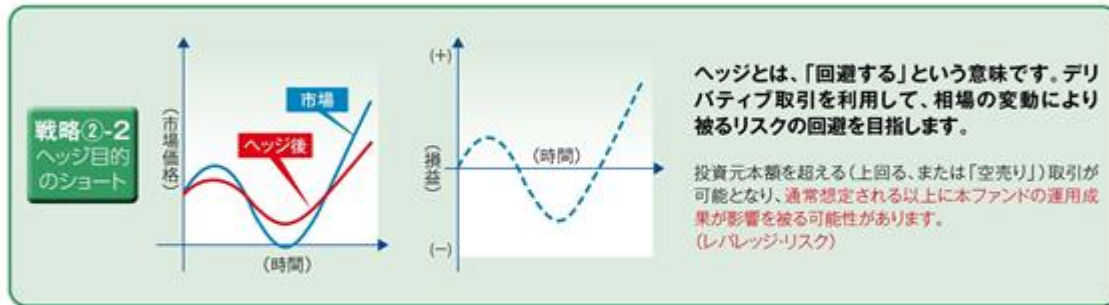
※ロングとショート双方で損失が発生した場合は、通常想定される以上に本ファンドの運用成果が影響を被る可能性があります。

※「株価変動リスク」「ロング・ショート戦略によるリスク」「デリバティブ取引の取引先に関するリスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。



## 戦略②-2:米国株式マーケット・ショート戦略(ヘッジ目的の売建て)

米国株式市場における市場変動リスクをヘッジするため、デリバティブ取引やETF(上場投資信託)の「売建て」を行います。これにより、米国株式市場全体の上昇/下落による運用成果への影響を軽減させることを目指します。



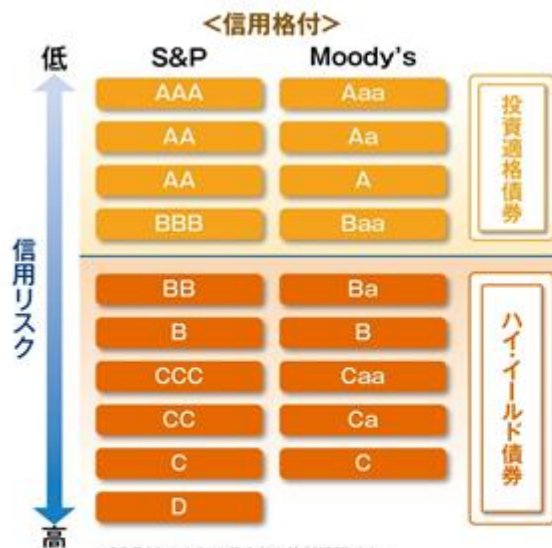
※上記のイメージ図はマーケットショート戦略をご理解いただくことを目的に委託会社で作成したものであり、本戦略の運用成果等を保証するものではありません。

※組入れファンドにおける買建てと売建てに際しては、デリバティブ取引を利用することがあります。その際、デリバティブ取引の相手方となる金融機関の信用リスク(デリバティブ取引の取引先に関するリスク)を負うことになります。

※「レバレッジリスク」「デリバティブ取引の取引先に関するリスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。

## 戦略③:米国債券によるロング戦略

米国債券の「買建て」を行うことで、定期的な金利収入により、ファンド全体のトータルリターン(総合収益)の下支えすることを目指します。本戦略では、投資適格債券も投資対象としますが、マクロ環境見通しが「強気」の場合、ハイ・イールド債券の組入比率を増加させます。



ハイ・イールド債券市場の市場別時価総額比率  
(2014年9月末現在)



米国市場: バンクオブアメリカ メリルリンチ USハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・インデックスの時価総額

世界市場: バンクオブアメリカ メリルリンチ グローバル・ハイ・イールド・インデックスの時価総額

米国市場以外: 「世界市場」の時価総額から「米国市場」の時価総額を差し引いて委託会社が算出

一般的にハイ・イールド債券(BB/Ba格相当以下)は、投資適格債券(BBB/Baa格相当以上)と比較して、債券の元利金の支払いが定められた通りに行われないリスクが高い傾向があります。(信用リスク)  
一方、信用力が低い分、高い利回りで発行・取引される傾向があります。

※「信用リスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。

## 組入れファンドの運用



NEUBERGER BERMAN

【設立日】  
1939年6月22日

【運用資産残高】  
約2,468億米ドル(約27兆円)

【従業員数】  
約2,000名

本社オフィスビル・米国ニューヨーク

組入れファンドの運用は、ニューバーガー・バーマンが行います。ニューバーガー・バーマンは1939年創業の米国の独立系運用会社であり、世界17ヵ国(30拠点)に拠点を擁しています。株式や債券などの伝統的資産からオルタナティブ資産まで、多様な運用サービスを世界の機関投資家や個人投資家、富裕層、基金・財団等の顧客に提供しています。

(出所)ニューバーガー・バーマン  
従業員数および運用資産残高:  
2014年9月30日現在、1米ドル=109.695円で換算

## 為替のアクティブ・ヘッジ

本ファンドは「為替のアクティブ・ヘッジ」を行うことで、米ドル建て資産に対して為替レートの変動に左右されにくい運用を目指します。為替のアクティブ・ヘッジとは、円安傾向と判断する局面においては為替ヘッジを行わないことにより、為替差益の獲得を目指し、円高傾向と判断する局面においては機動的に為替ヘッジすることを目指す戦略です。

### 円高を招く二大要因



### 2つの指標のいずれかでも条件を満たすと為替ヘッジ比率を約100%に調整

- 円高を導きやすい二大要因に焦点をあてたヘッジ戦略で、一定要因を満たすと為替ヘッジを行います。それ以外の場合はヘッジを行いません。
- 特に金融危機のようにリスクが伝播しやすい局面において、資産保全を目指します。
- 為替(米ドル-日本円間)市場における通貨変動リスクをヘッジするため、為替予約取引等を行います。これにより、為替市場全体の通貨高/通貨安による運用成果への影響を軽減させることを目指します。(為替変動リスク)

※上記の為替戦略が、必ずしも円高局面における為替ヘッジを保障するものではありません。また、為替ヘッジを行っている局面においても円安になる可能性があります。将来の金利変動によっては、為替ヘッジのコストが増大する場合があります。為替ヘッジを行わない部分については、為替変動による影響を受けます。

※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用戦略の決定プロセスは変更される場合があります。

※上記は本ファンドの外国為替予約取引等の運用の権限を委託会社から委託された「シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド」の資料に基づいて、委託会社が作成したものです。

※為替のアクティブ・ヘッジに際しては、為替先渡取引を利用することがあります。その際、先渡取引の相手方となる金融機関の信用リスク(デリバティブ取引の取引先に関するリスク)を負うこととなります。

※「為替変動リスク」「デリバティブ取引の取引先に関するリスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。

## 為替のアクティブ・ヘッジの委託先について

本ファンドの外国為替予約取引等の運用にあたっては、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、シティグループ・インクの100%子会社であるCitigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited傘下の投資運用会社です。

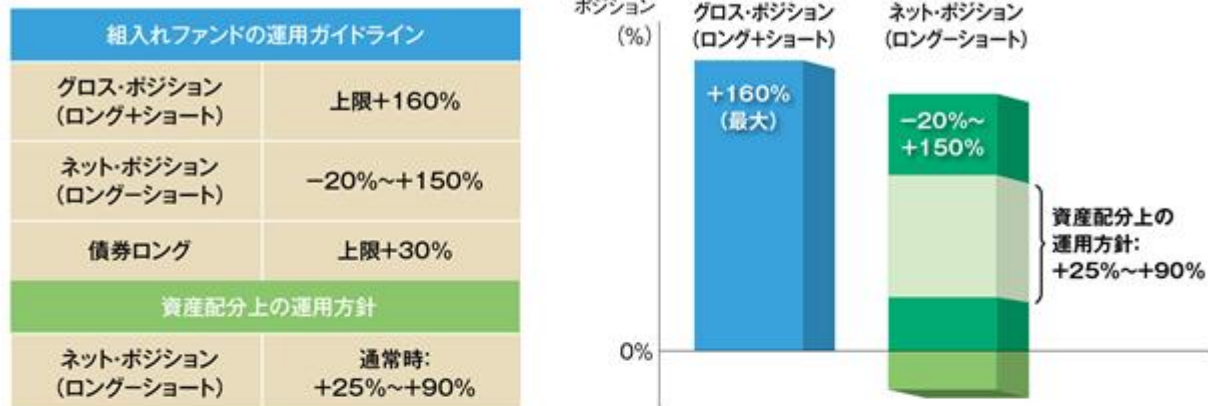
シティグループ・インクは、世界160以上の国と地域に約2億の顧客口座を有する世界有数のグローバルな銀行です。個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、ウェルス・マネジメントの分野において、幅広い金融商品およびサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社です。

### シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド 運用資産残高:約12.2億米ドル(約1,255億円)

(出所)シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
運用資産残高:2014年7月31日現在、1米ドル=102.85円で換算

## 組入れファンドのリスク管理上の運用ガイドライン

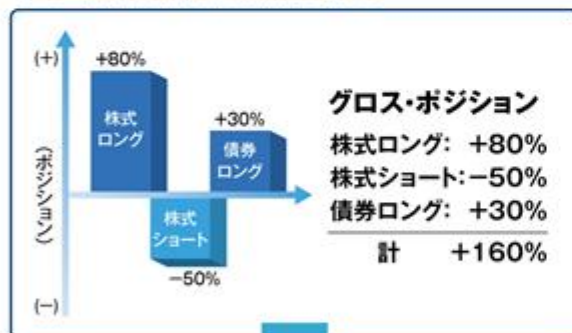
米国株式および債券等の買建て（ロング）額から売建て（ショート）額を差し引いた「ネット・ポジション」を、通常時で25%～90%の間で資産配分を変更させる方針です。また、米国株式および債券等の買建て（ロング）額に売建て（ショート）額の絶対値を加えた「グロス・ポジション」を、最大160%とします。



※ 上記は組入れファンドのリスク管理上の運用ガイドライン等をご理解いただくことを目的に作成したものであり、本戦略の運用成果等を保証するものではありません。

## グロス・ポジション／ネット・ポジションのイメージ

米国株式および債券等の買建て（ロング）額に売建て（ショート）額の絶対値を加えた金額



グロス・ポジションの上限は、実質的な投資対象ファンドの資産総額の+160%です。

なお、組入れファンドの運用ガイドライン上は、買建て額例のみ、投資元本額を上回るポジションが許容されます。  
(レバレッジ・リスク)

米国株式および債券等の買建て（ロング）額から売建て（ショート）額を差し引いた金額



ネット・ポジションの範囲は、通常時は、実質的な投資対象ファンドの資産総額の+25%～+90%です。

なお、組入れファンドの運用ガイドライン上は、「レバレッジ」（ネット・ポジション>100%）、「売り越し」（ネット・ポジション<0%）状態が許容されます。  
(レバレッジ・リスク)

※ 上記は組入れファンドのリスク管理上の運用ガイドライン等をご理解いただくことを目的に作成したものであり、本戦略の運用成果等を保証するものではありません。

※ 組入れファンドにおける買建てと売建てに際しては、デリバティブ取引を利用することがあります。その際、デリバティブ取引の相手方となる金融機関の信用リスク（デリバティブ取引の取引先に関するリスク）を負うことになります。

※ ロングとショート双方で損失が発生した場合は、通常想定される以上に本ファンドの運用成果に影響を被る可能性があります。

※ 「レバレッジ・リスク」「デリバティブ取引の取引先に関するリスク」の詳細については、後記「投資リスク」をご覧ください。

### （２）【ファンドの沿革】

平成26年11月25日

関東財務局長に対して有価証券届出書の提出

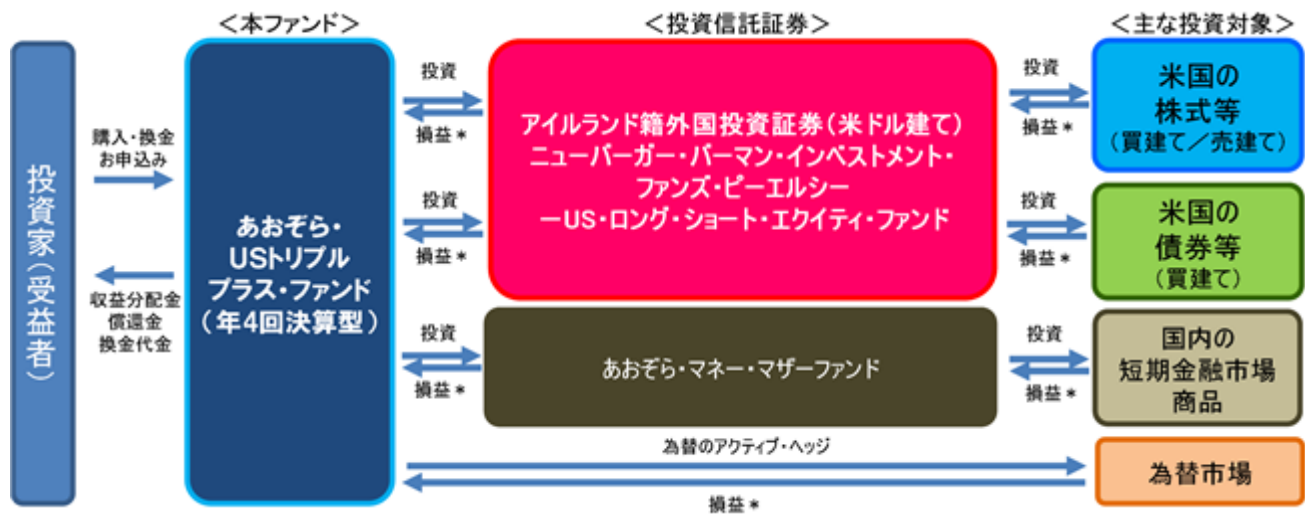
平成26年12月19日

信託契約締結、設定、運用開始（予定）

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはニューバーガー・バーマンおよび委託会社が運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



上記は2014年11月25日現在予定されている組入れ指定投資信託証券の一覧です。各指定投資信託証券への投資比率には制限を設けませんが、原則として「ニューバーガー・バーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー - US・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」の組入比率を高位に保ちます。各指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

\* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

## ファンドの関係法人

## a. 委託会社：あおぞら投信株式会社

本ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

## b. 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

本ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理業務等を行います。

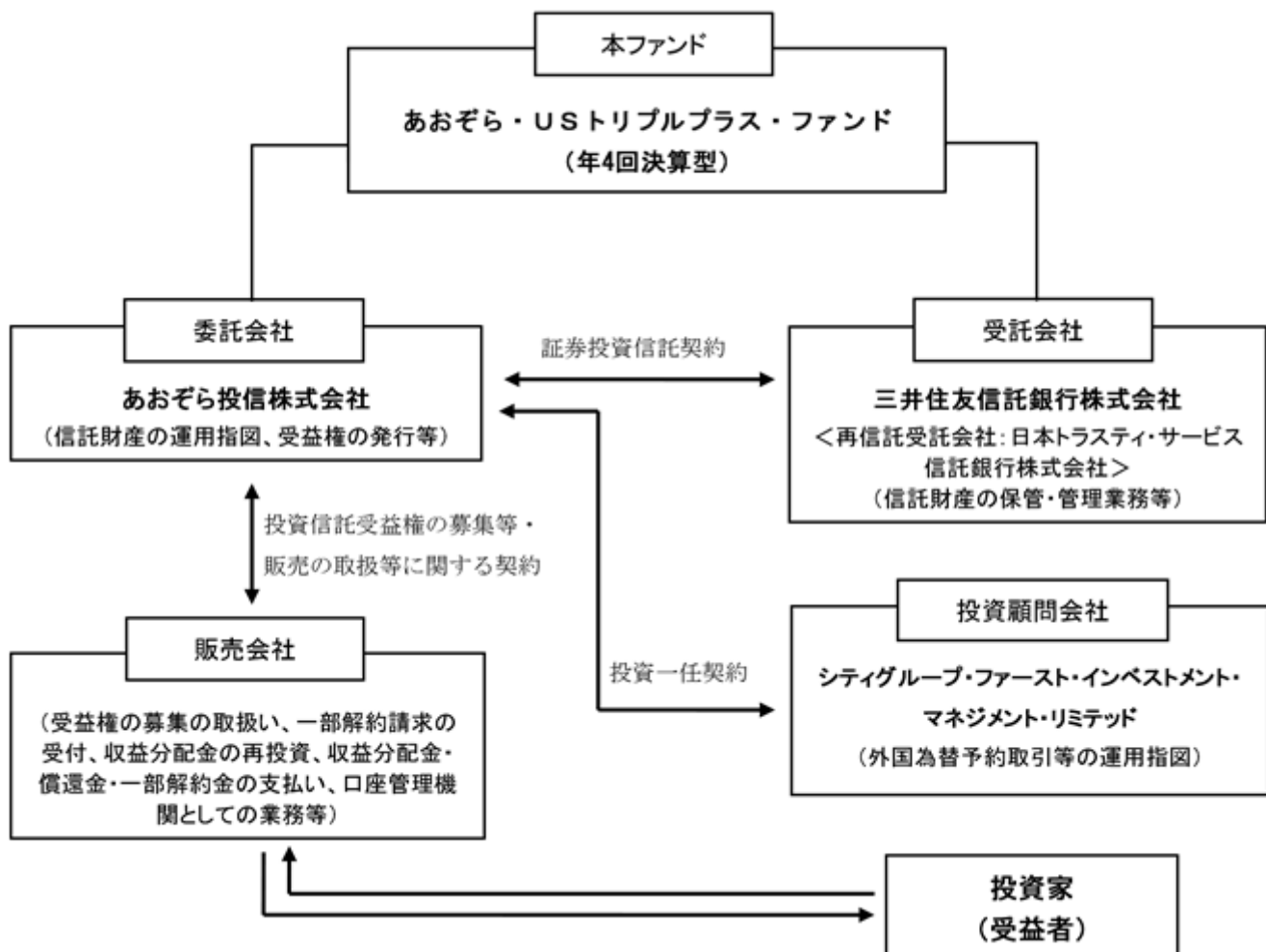
なお、信託事務の処理の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

## c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、本ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

## d. 投資顧問会社：シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

本ファンドの投資顧問会社として、本ファンドの外国為替予約取引等の運用の指図を行います。



## e. 契約の概要等

## 1. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、本ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

## 2. 投資信託受益権の募集等・販売の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定している契約です。

## 3. 投資一任契約

委託会社が投資顧問会社に本ファンドの外国為替予約取引等の運用の指図に係る権限を委託するにあたり、運用の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について規定している契約です。

## 委託会社等の概況（平成26年10月末現在）

a. 資本金の額 2億2,500万円

## b. 委託会社の沿革

平成26年2月4日 会社設立

平成26年4月15日 投資運用業登録

## c. 大株主の状況

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区九段南一丁目3番1号	9,000	100

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

本ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 運用方針

##### a. 投資対象

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）以下同じ。）を主要投資対象とします。

##### b. 投資態度

1. 投資信託証券への投資を通じて、主として、米国の株式によるロング・ショート（買建ておよび売建て）運用ならびに米国の債券に投資を行い、中長期的な投資収益の獲得を目指します。
2. 外貨建資産については、適時対円で為替ヘッジを行い、外国為替相場の動向に左右されにくい収益の獲得を目指します。
3. 外国為替予約取引等の運用の指図に関する権限をシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
4. 投資信託証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
5. 別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。
6. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

#### 運用の指図範囲等

a. 委託会社（委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、(5)「投資制限」i.について同じ。）は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債、同法第120条に規定する特別法人債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債をいいます。）
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書



- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- b．委託会社は、信託金を、上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
- 1．預金
  - 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3．コール・ローン
  - 4．手形割引市場において売買される手形
- c．上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記b.に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### 指定投資信託証券の概要（平成26年10月末日現在）

- a．アイルランド籍外国証券投資法人（米ドル建て） ニューバーガー・バーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー - US・ロング・ショート・エクイティ・ファンド
- b．親投資信託 あおぞら・マネー・マザーファンド

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券です。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

#### 指定投資信託証券の概要 a.

ファンド名	ニューバーガー・バーマン・インベストメント・ファンズ・ピーエルシー - US・ロング・ショート・エクイティ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（米ドル建て）
投資目的	主に米国株式等の買建ておよび売建ておよび債券等への投資を通じて、中長期的な元本の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	米国株式市場において上場または取引される株式およびETFを含む株式関連商品、これらの投資対象に係るショート・ポジションと同等の効果を持つデリバティブ取引および米国の公社債等
主な投資制限	通常の場合において、ファンドのグロス・エクスポージャー（買建額と売建額の合計）の75%以上を北米の企業、政府、政府機関が発行する有価証券に投資します。 原則として、信託財産の純資産総額の10%を超えて借入は行わないものとします。 通常の場合において、ファンドのグロス・エクスポージャーの30%を超えて企業、政府、政府機関が発行する債券への投資は行いません。 通常の場合において、ファンドのグロス・エクスポージャーの20%を超えて新興国の企業、政府、政府機関が発行する有価証券への投資は行いません。 当初投資時における時価総額が2億5千万米ドルを下回る企業の株式への投資は行わないものとします。

運用報酬等	運用報酬：ファンドの純資産総額に対して年率1.35% 管理報酬等：年間7万5千米ドルを最低報酬額とし、年率0.20%を上限とする。 その他の費用：ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。 また、その他、有価証券等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッド
副投資顧問会社	ニューバーガー・バーマン・エルエルシー
決算日	毎年12月31日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

#### 指定投資信託証券の概要 b.

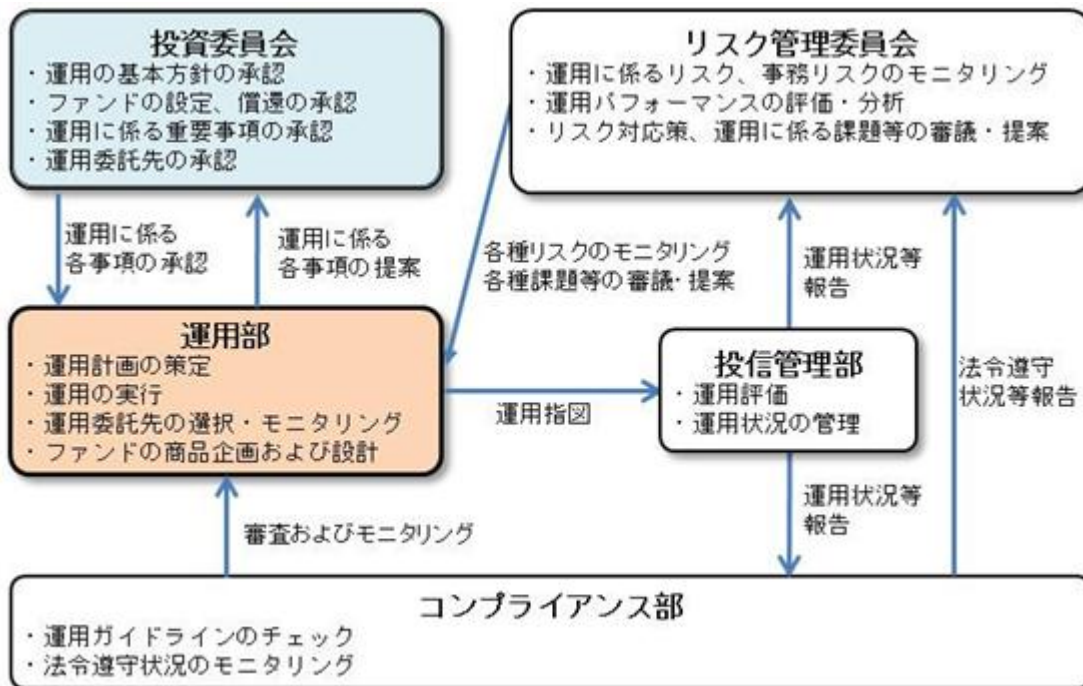
ファンド名	あおぞら・マネー・マザーファンド
ファンド形態	親投資信託
投資目的	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	本邦通貨表示の短期公社債等を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への投資は行いません。
運用報酬等	ありません。
運用会社	あおぞら投信株式会社
決算日	毎年3月15日

上記は本書提出日現在予定されている指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

## (3) 【運用体制】

## 委託会社の運用体制

委託会社の運用体制における内部管理および本ファンドに係る意思決定を監督する組織は以下の通りです。



投資委員会は5名程度、リスク管理委員会は7名程度で構成されています。

- 本ファンドの運用者は、運用に関する社内規程（以下「本規程」といいます。）を遵守することが求められています。本規程は、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令等の遵守、投資者保護、公平性の確保等を主要目的としています。
- 運用に係るリスク管理および法令等・信託約款（運用の基本方針）の遵守の管理につきましては、運用部門とは別の投信管理部門（投信管理部およびコンプライアンス部）が担当します。投信管理部門は、定期的に運用パフォーマンスの評価・分析ならびに法令遵守状況の監視を行うとともに、その結果をリスク管理委員会へ報告します。

## ファンドの関係法人に対する管理体制等

- 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の受託業務について内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、当該監査人による報告書を受託会社より受取ります。
- 運用の外部委託を行う場合は、その外部運用委託先に対して、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、外部運用委託先に対して定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告します。

運用体制は、平成26年10月末日現在のものであり、今後変更されることがあります。

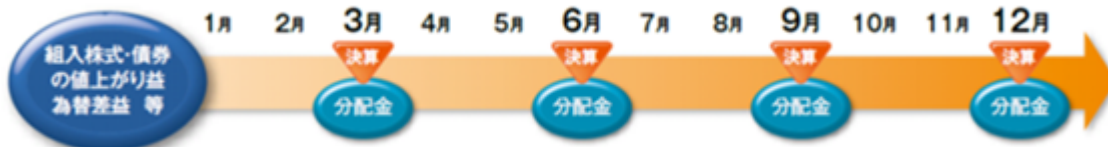
## (4) 【分配方針】

## 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



## 収益の分配

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## 収益分配金に関する留意事項

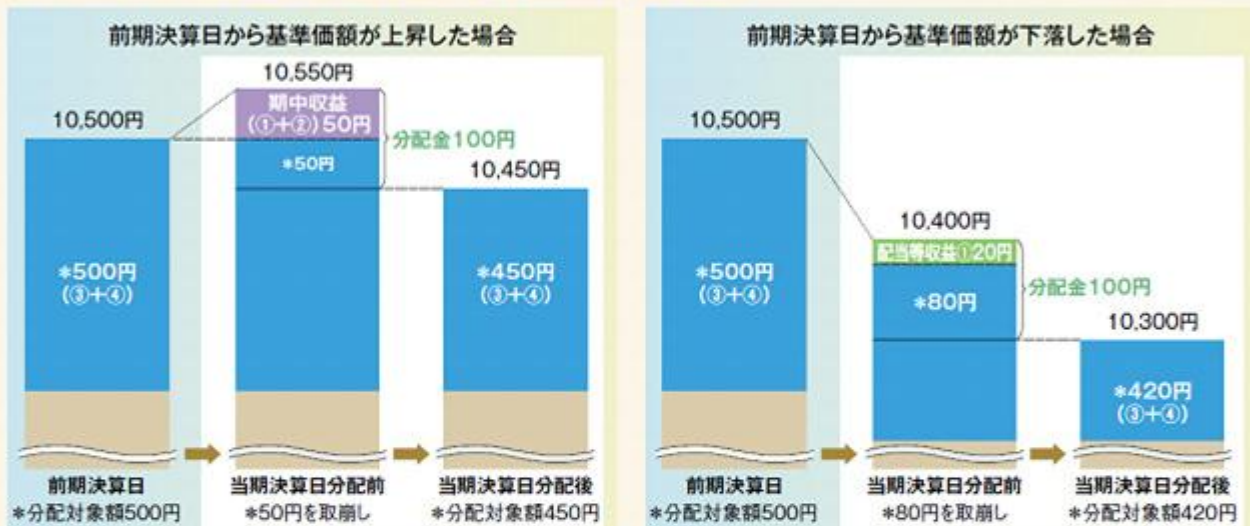
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。



普通分配金: 個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

普通分配金に対する課税については後記「4 手数料等及び税金」「(5) 課税上の取扱いをご参照ください。

**（５）【投資制限】**

本ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a . 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- b . 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- c . 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- d . 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- e . 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- f . 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる状態に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- g . 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- h . 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- i . 外国為替予約の指図および範囲
  - 1 . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - 2 . 上記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - 3 . 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- j . 資金の借入れ
  - 1 . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - 2 . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
  - 3 . 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4．借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図してはならないとされています。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク（基準価額の変動要因）

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので、基準価額は変動します。また、為替の変動による影響を受けます。したがって、投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆さまに帰属します。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

##### ロング・ショート戦略によるリスク

本ファンドは組入れファンドにおいて、株式のロング・ショート戦略および債券のロング戦略による運用を行い収益の獲得を目指しますが、当該戦略がその目的を達成できる保証はありません。ロング（買建て）した銘柄の価格が下落した場合、もしくはショート（売建て）した銘柄の価格が上昇した場合は、損失を被り、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、ロング（買建て）とショート（売建て）の双方で損失を被った場合は、通常想定される以上に本ファンドの運用成果に影響を及ぼす場合があります。

##### 株価変動リスク

本ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般的に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額に対してより大きな影響を及ぼします。また、ショート（売建て）した株式の価格が上昇した場合にも、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

##### デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは、組入れファンドにおいて株式関連の派生商品（先物・スワップ等）に投資を行います。先物・スワップ等のデリバティブ取引は、現物資産への投資に代わり投資目的を効率的に達成するために用いられますが、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性があり、その目的を達成できる保証はありません。デリバティブの価格は、主として基礎となる原資産の価格に依存しこれらによって変動しますが、基礎となる原資産の価格以上に変動することがあります。このため、デリバティブの価格の動きが本ファンドの基準価額の下落要因となり投資元本を割り込むことがあります。

##### レバレッジ・リスク

デリバティブ取引では、一般的に想定元本に対して比較的小額の証拠金や担保金等を取引相手に差入れることで、より大きな金額の取引を行います。本ファンドは、組入れファンドにおいてファンドの資産総額を上回る額のデリバティブ取引を行う場合があります。結果として「てこ（レバレッジ）の原理」により市場価格の変動が増幅され、通常想定される以上に本ファンドの運用成果に影響を及ぼす場合があります。

##### デリバティブ取引の取引先に関するリスク

デリバティブ取引の相手方が倒産等の事態に陥った場合は、取引契約が決済不履行となり、取引の清算の遅延等により、大きな損失を被る可能性があります。このような事態が生じた場合には本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



### 為替変動リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般的に為替変動リスクを伴います。本ファンドは適時、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジ行為の是非を市場動向等に応じて決定するため、資産の全部について為替ヘッジを行わない場合があります。また、資産の全てについて為替ヘッジを行った場合においても、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジできるとは限りません。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストとは、ヘッジ対象通貨の金利と円金利の差に相当し、円金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

### 信用リスク

本ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、発行体の債務不履行（デフォルト）等の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付で表されますが、格付が低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券の価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げ等）も債券価格の下落要因となります。一般的に、本ファンドが実質的に一部投資を行うハイ・イールド債券は、格付の高い債券等と比較して、発行体の業績等の影響を大きく受け、短期間で価格が大幅に変動する可能性や債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。投資対象とする債券価格の下落や債務不履行が生じた場合には、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

### 金利変動リスク

本ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、金利変動リスクを伴います。一般的に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。一般的に、金利上昇（低下）時における債券価格の下落（上昇）は、債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

### 流動性リスク

本ファンドは、組入れファンドにおいてハイ・イールド債券にも投資を行いますので、流動性リスクを伴います。ハイ・イールド債券は一般的に市場規模や取引量が少ないため、経済状況の悪化や、本ファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格や評価価格通りに取引できない可能性があり、基準価額の下落要因となる場合があります。

### 期限前償還リスク

組入債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

### 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクを伴います。

### 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等もしくはコンピュータ・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額が下落する場合があります。

## （２）その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に本ファンドで資金借入れを行うことによって本ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は本ファンドが負担することになります。

当初設定および償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合があります。また、本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。また、諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合や、一時的に購入・換金の受付を停止する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の事象等が発生した場合には、本ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンド・オブ・ファンズの基準価額には、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響が反映されます。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額には必ずしも投資対象市場の市場動向のみが直接に反映されるのではなく、組入れる投資信託証券における運用の結果が反映されます。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れる投資信託証券が組入れる資産の評価時点の市場価格が間接的に反映されるため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは異なる場合があります。

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益率を示すものではありません。投資家の本ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。本ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

### (3) 投資リスクの管理体制

委託会社では、投信管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に4.32%<sup>\*</sup>（税抜4.00%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

\* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください

申込手数料の詳細については、下記の照会先または販売会社にお問い合わせください。

<照会先（あおぞら投信株式会社）>

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-4520-3401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率1.377%（税抜1.275%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	年率1.35%程度
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率2.727%（税込）程度 <sup>*</sup>

\* 本ファンドの信託報酬に本ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬を合わせた、投資者が実質的に負担する信託報酬です。

a. 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.377%（税抜1.275%）の率を乗じて得た額とします。

b. 指定投資信託証券（親投資信託を除きます。）において、年率1.35%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率2.727%（税込）程度となります。

c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、平成26年10月末日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

信託報酬の配分

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.756% （税抜0.700%）	0.594% （税抜0.550%）	0.027% （税抜0.025%）	1.377% （税抜1.275%）

a. 本ファンドの信託報酬につき、委託会社、受託会社および販売会社間の配分については上記の通りとします。

b. 上記a.の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

- c. 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、本ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行う本ファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、本ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。
- d. 投資顧問会社に対する報酬は、委託会社が本ファンドから受ける報酬から支払われますので、本ファンドの信託財産からの直接的な支弁は行いません。委託会社は投資顧問会社が受ける報酬の額および支弁時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。

#### 支払時期

信託報酬等は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

#### (4) 【その他の手数料等】

指定投資信託証券（親投資信託を除きます。）において、年間7万5千米ドルを最低額とし、年率0.2%を上限とする管理報酬等が別途加算されます。

上記の管理報酬等は、当該投資信託証券の資産規模ならびに運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する当該管理報酬等の率および総額は事前に表示することができません。

有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記の諸経費は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を表示することができません。

上記に定める諸経費のほか、次の各号に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

なお、下記b.からe.までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- a. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- b. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- c. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）および付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- d. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- e. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- f. この信託に係る格付の取得に要する費用

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率により算出される金額または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

上記の規定に基づき、その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.2%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。

ご購入からご換金または償還までにご負担いただく当該手数料等の合計額については、ファンドの運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**（５）【課税上の取扱い】**

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本について

**a．個別元本について**

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「c．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

**b．一部解約時および償還時の課税について**

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

**c．収益分配金の課税について**

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

a．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。））の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成26年10月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

## 5【運用状況】

本ファンドの運用は平成26年12月19日から開始する予定であり、本書提出日現在において、資産を有していませんので、該当事項はありません。

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

該当事項はありません。

#### 【分配の推移】

該当事項はありません。

#### 【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。



## &lt; 参考情報 &gt;

本ファンドの運用実績は、別途月次等で開示する予定であり、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

## &lt; あおぞら・USトリプルプラス・ファンド（年4回決算型） &gt;

本ファンドの運用は平成26年12月19日から開始する予定であり、本ファンドは本書提出日現在、資産を有しておらず、運用実績はありません。最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社で開示される予定です。

**基準価額・純資産の推移**

該当事項はありません。

**分配の推移**

該当事項はありません。

**主要な資産の状況**

該当事項はありません。

**年間収益率の推移**

該当事項はありません。

本ファンドはベンチマークを設定しておりませんので、本ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 本ファンドの取得申込は、各申込期間における販売会社の営業日（ただし、継続申込期間中においては、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において行われます。本ファンドの取得申込の受付は、原則として午後3時まで取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」と税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。「自動けいぞく投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (3) 本ファンドの申込価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。
- (4) 本ファンドの申込単位は、販売会社が委託会社の承諾を得て定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。
- (5) 本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に4.32%<sup>\*</sup>（税抜4.00%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。  
\* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。
- (6) 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、下記の照会先または販売会社にお問い合わせください。  
<照会先（あおぞら投信株式会社）>  
委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>  
委託会社の電話番号：03-4520-3401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
- (7) 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
- (8) 委託会社は、投資対象とする投資信託証券に投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは著しい流動性の減少等その他やむを得ない事情があると判断したときは、本ファンドの取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込を取消することができます。
- (9) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において一部解約の実行の請求を行うことができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時まで一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (4) 一部解約の単位は、販売会社が別に定める単位とします。
- (5) 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、下記の照会先または販売会社にお問い合わせください。  
＜照会先（あおぞら投信株式会社）＞  
委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>  
委託会社の電話番号：03-4520-3401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
- (6) 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いするものとします。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には別途制限を設ける場合があります。
- (8) 委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは著しい流動性の減少等その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。
- (9) 本ファンドの受益権の換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」という場合があります。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

投資信託証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託証券の基準価額に基づいて評価します。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、下記の照会先または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

<照会先（あおぞら投信株式会社）>

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-4520-3401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は、信託契約締結日から平成36年12月16日までとします。

なお、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

#### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日までおよび12月16日から翌年3月15日までを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成26年12月19日から平成27年3月16日までとします。

上記の規定にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

信託契約の解約

a. 委託会社は、信託期間中において、この信託に係る受益権の総口数が10億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難なときには適用しません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「信託約款の変更等」の規定に従います。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記「信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記b.から上記e.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 運用報告書

- a. 委託会社は、毎年6月および12月の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書(投信法第14条第4項に定める運用報告書)を作成し、かつ知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投信法第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
- <掲載先(あおぞら投信株式会社)>  
委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>
- c. 上記b.の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付するものとし、

#### 関係法人との契約の更改等

- a. 委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の募集等・販売の取扱等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。投資信託受益権の募集等・販売の取扱等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。
- b. 委託会社と投資顧問会社との間の投資一任契約は、契約締結の日から本ファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約する場合があります。投資一任契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.aozora-im.co.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとし、収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に依りて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

#### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

本ファンドは、平成26年12月19日から運用を開始するため、該当事項はありません。

本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けたうえで、有価証券報告書に記載する予定です。

#### 1【財務諸表】

##### （1）【貸借対照表】

該当事項はありません。

##### （2）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

##### （3）【注記表】

該当事項はありません。

##### （4）【附属明細表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1. 受益権の名義書換の事務等

本ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 2. 受益者名簿

作成しません。

### 3. 受益者集会

開催しません。

### 4. 受益者に対する特典

ありません。

### 5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### 6. 受益権の譲渡

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請のある場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 委託会社は、上記(1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 7. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 8. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 9. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

## 10. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成26年10月末日現在）

資本金の額	2億2,500万円
会社が発行する株式の総数	45,000株
発行済株式総数	9,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	
該当事項はありません。	

##### (2) 会社の機構（平成26年10月末日現在）

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定ならびに業務執行における重要事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に従い委託会社の業務執行の全般について指揮統括します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、運用部ならびに各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。運用部は、ファンドの商品企画・設計を行い、「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。

運用パフォーマンスの評価・分析および運用に係るリスクのモニタリングならびに法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した投信管理部門で行います。上記の結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。運用の外部委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、定期的に前述と同等程度の報告を義務付け、リスク管理を実施します。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

なお、平成26年10月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです(親投資信託を除きます。 )。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	5	16,621,087,780
合計	5	16,621,087,780

### 3【委託会社等の経理状況】

- ( 1 ) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- ( 2 ) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ( 3 ) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成26年2月4日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

期別		当事業年度 (平成26年 3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金	2		447,729
未収入金			1,121
流動資産計			448,851
固定資産			
有形固定資産	1		589
建物		231	
器具備品		358	
固定資産計			589
資産合計			449,441
(負債の部)			
流動負債			
未払金			2,318
その他未払金		2,318	
未払法人税等			102
流動負債計			2,421
負債合計			2,421
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			225,000
資本剰余金			225,000
資本準備金		225,000	
利益剰余金			2,979
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		2,979	
純資産合計			447,020
負債・純資産合計			449,441

## ( 2 ) 【損益計算書】

期別		当事業年度 (自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日)	
		注記 番号	金額 (千円)
科目		内訳 (千円)	金額 (千円)
一般管理費			
租税公課		1,990	
消耗品費		1,012	
支払報酬料		1,050	
固定資産減価償却費		22	
諸経費		3	
一般管理費計			4,078
営業損失			4,078
営業外収益			
受取利息	1	1	
営業外収益計			1
経常損失			4,077
税引前当期純損失			4,077
法人税、住民税及び事業税			1,097
当期純損失			2,979

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰 余金合 計		
会社成立日残高	225,000	225,000	225,000	-	-	450,000	450,000
当期変動額							
当期純損失				2,979	2,979	2,979	2,979
当期変動額合計	-	-	-	2,979	2,979	2,979	2,979
当期末残高	225,000	225,000	225,000	2,979	2,979	447,020	447,020

## 重要な会計方針

## 1. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。



なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年
器具備品	5年

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

### (2) 連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しておりません。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

当事業年度（平成26年 3月31日現在）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	22千円
2. 関係会社に対する資産	
預金	447,729千円

### (損益計算書関係)

当事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
受取利息	1千円

### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,000株	-	-	9,000株

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当事業年度については、営業債権がないため、該当するリスクはありません。

##### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（平成26年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	447,729	447,729	-
(2) 未収入金	1,121	1,121	-
資産計	448,851	448,851	-
(1) その他未払金	2,318	2,318	-
負債計	2,318	2,318	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

## (1) 現金・預金、並びに(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

## (1) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（平成26年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	447,729	-
(2) 未収入金	1,121	-
合計	448,851	-

## （税効果会計関係）

当事業年度（平成26年 3月31日現在）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	（千円）
未払事業税	28
繰越欠損金	477
繰延税金資産小計	505
評価性引当額	505
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産(負債)の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当事業年度(自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

## 1．関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

当事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞ ら銀行	東京都 千代田 区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の 受入	税額の うち連 結納税 親会社 からの 受入	1,121	未収入金	1,121

（注） 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 2．親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

㈱あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

## （1株当たり情報）

当事業年度（自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日）

1株当たり純資産額 49,668.92円

1株当たり当期純損失金額 331.08円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年 2月 4日 至 平成26年 3月31日)
当期純損失(千円)	2,979
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	2,979
普通株式の期中平均株式数(株)	9,000

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

資本金の額

342,037百万円（平成26年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

&lt;（ご参考）再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

(平成26年9月末現在)

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法により、銀行業を営んでいます。

## (3) 投資顧問会社

名称

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

資本金の額

2,000,200香港ドル（平成26年9月末現在）

事業の内容

投資運用業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務等を行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付等を行います。

## (2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

## (3) 投資顧問会社

投資顧問会社として、外国為替予約取引等の運用の指図を行います。

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

販売会社である株式会社あおぞら銀行は、委託会社の株式を9,000株（持株比率100.0%）保有しています。

#### (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

1. 目論見書の表紙に、委託会社および販売会社の名称を記載し、本ファンド、委託会社および販売会社のロゴマークや図案を表示し、イラスト、写真等を採用することがあります。また、目論見書の表紙に、本ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。さらに、目論見書の裏表紙に本ファンドおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
2. 金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」という名称を、また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙あるいは裏表紙に、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書である旨を記載することがあります。
4. 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙に課税上の取扱いに関する記載をすることがあります。
5. 目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。
6. 目論見書の表紙等に「金融商品取引業者登録番号」、「運用する証券投資信託財産の合計純資産総額」、「使用開始日」、「委託会社のホームページアドレス」および「電話番号等」等を記載することがあります。また、目論見書の裏表紙等に以下の内容を記載することがあります。
  - ・本ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
7. 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に信託約款を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
9. 投資評価機関、投資評価会社等から本ファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。



# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月2日

あおぞら投信株式会社

取締役会

御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤嘉雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の平成26年2月4日から平成26年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。